

## 給与明細の取扱いについて

### ●給与収入について

原則、直近3か月分の「給与支払証明書」の提出をお願いします。  
認定対象者名、会社名(店舗名のみ等は不可)、総支給額(交通費等手当含む)が明記されていれば、「給与明細書」の写しでも結構です。

### ●勤務して間もない場合（直近3か月の実績なし）

- ① 労働契約書  
時給・月の労働時間・交通費等の手当有無の記載必須。月の最大賃金が算出できるもの
- ② 添付できる月分の「給与明細書」
  - ① ②にて先に審査します。あれば両方、もしくはいずれかをご提出ください。  
その場合、必ず、「勤務開始日」をご申告ください。

勤務して間もない場合は、上記書類にて一旦仮審査を行います。その結果、今後も基準を満たすであろうと判断した場合、保険証は先に発行させていただきます。  
ただし、この時点ではあくまで仮認定となります。後日残りの直近3か月分までの給与明細書は必ずご提出をお願いします。

※後送分のご提出がなかった場合、または、後送分の給与明細の平均額が扶養基準を超過した場合は認定日に遡って認定取り消しとなります。

※月途中から就労開始された場合、開始月の給与明細を直近3か月分平均に加えることはできません。  
その場合、直近4か月分までの給与明細書の後送をお願いします。

※当健保組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づき、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、年に1度、被扶養者の資格調査（検認）を行っております。

調査時に収入基準超過が判明した場合、収入超過の事実発生日に遡って扶養削除となります。

扶養基準を超過した場合、速やかに扶養削除の手続きをお願いします。